

参議院 厚生労働委員会

平成二十八年十二月八日（木曜日）

○委員長（羽生田俊君） ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

○委員長（羽生田俊君） 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○太田房江君 自由民主党の太田房江でございます。

我が党六人目の今回の年金改革法案についての質問であり、私自身は、前回、前々回か、期間短縮につきましても御質問申し上げました。しかし、まだまだ国民に対する説明は足りないと、こういうことでございますので、引き続いて質問を続けさせていただきます。

私は、常々、社会保障制度は国民の信頼と安心の上に立脚する制度であるというふうと考えております。こうした信頼や安心こそが国民が納得して保険料を支払っていただくことの土台にもなりますし、また、老後の生活はもとより、けがや病気、そういった人生の様々なリスクに対応する備えができているということが国民の社会経済活動を更に活性化して、これを通じて社会保障制度に戻っていく、信頼と安心が更に醸成されると、こういうことで、これが成長と分配の好循環ということでございますけれども、好循環ということだろうと思っております。

したがって、いたずらに、今、日本社会を支えている社会保障制度に対して国民の不安をあおるようなことのないように私ども国会議員は厳に慎むべきであり、今回も地に足の付いた実りある法案審議を通じて国民に説明責任を果たしていく、分かりやすく建設的な議論を進めていくこと、これが良識の府である参議院の私どもの役割だと、このように考えております。

そこで、最初の質問ですけれども、るる出ておりますように、今回の年金法改正に至る年金制度の骨格を決めておりますのは、二〇〇四年改正、平成十六年の改正でございました。このときに、将来にわたって年金制度を持続可能なものとするために、年金制度を支える現役世代の負担が過重とならないように、保険料に上限を設けることとした上で、時間を掛けて徐々に限られた給付の財源を世代間で適切に配分できるよう、いわゆるマクロ経済スライドという仕組みが導入されたわけでありまして。こうした十六年改正に基づく年金制度の基本的な構造と今回の改正内容との関係を正しく御理解いただければ、三割カット法案といったようなレッテル貼りは出てこないはずであると私は考えております。

今日も午前中に、川田、川合委員からの御指摘、確かに聞きました。聞きましたけれども、平成十六年改正が行われたときに、その後のデフレ下も含めましてマクロ経済スライドは発動できずにここまでやってきた。そして、足下の年金水準が上昇する一方で、将来の基礎年金水準の低下が避けられない事態になったわけでありまして。このことは、平成二十一年度の財政検証時から明らかになっていたことでありまして、民主党政権時を通じた課題でもあったと思います。当時の衆参両院の議事録を拝見いたしますと、民主党の先生方もマクロ経済スライドの発動は必要であるというふうに述べておられる。

確かに、川合委員がおっしゃったように、最低賃金保障とのセットでということもあったでしょうが、やはり私は、責任ある政党は財源のあるなしに大きく悩んだと思います。その結果が今日に至っているわけですから、私は今回しっかりとそのことを国民に伝えて、やるべきことからしっかりやっていくということで、この法案のお認めをいただきたいと、このように思いますね。（発言する者あり）済みません、前職を思い出してしまいました、申し訳ありません。財政検証は、先ほど、定期的な健康診断であるというふうな御説明がございました。その健康診断ということですから、私はまさにそのとおりであろうかと思っております。その健康診断で、今るる申し上げてきたように、治療すべき箇所が確認されたわけですから、早期に治療することは、これ当たり前のことであります。先送りは無責任と言わざるを得ません。

そこで、このことを確認するために、恐縮ですけれども、もう一度副大臣にお尋ねを

いたします。

現在の年金額改定の仕組みについて、財政検証でどのような課題が明らかとなったか、それに対してどのような処方箋を示しているのか。これまでの答弁でも、三%、七%というような数値が登場しておりますけれども、そういった数値を整理して分かりやすく御説明をしていただきたい。特に、将来年金確保法案であるということは、最初の代表質問のときに衆議院で述べられている、法案に対する理解を進める言葉であると思います。将来年金確保法案であるということを確認するためにお答えをいただきたいと思います。

○副大臣（橋本岳君） 今、前政務官からもう御説明いただいたことに尽きているような気もしますが、御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回の法案に盛り込んでおります年金額改定ルールの見直しでございますけれども、平成十六年改正で今の骨格というのをつくったわけでありましたが、その際に現役世代の賃金の低下に合わせた年金額の改定を行わなかったために、今の高齢者の基礎年金部分の所得代替率が、これが、デフレがその後進みまして賃金が上がらなかった、むしろ下がっていった、そして年金額は変わらなかったということが続いたために、結果として、所得代替率が一割ぐらい上昇したということが起きました。その結果、マクロ経済スライドの調整というのをやっていくわけですが、その期間が延びることになりまして、結果として、将来の基礎年金部分の所得代替率が約一割下がってしまった。こういうようなことが背景としてあるわけでございます。

こうした点は、先ほど御指摘がありましたように、平成二十一年の財政検証でも明らかにされ、当時の年金部会でも指摘をされており、また平成二十四年二月に閣議決定された一体改革大綱においても、世代間公平の確保及び年金財政の安定化の観点から、デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討すると記載をされ、平成二十六年の財政検証でも再確認をされたところでございます。問題意識としてはずっと平成二十一年の財政検証時点から持たれていたというわけでございます。

ただ、特例水準の解消だとかそうしたいろいろなものもございましたので今に至って

いるわけですが、改めて、マクロ経済スライドの調整期間の長期化を防ぎ、将来世代の基礎年金の給付水準を確保するために、マクロ経済スライドの未調整分を先送りせずにできる限り早期に調整をすること、そして賃金に合わせた年金額の改定にすることにより、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする、そのための見直しを行うこととしたわけですが。

衆議院の議論において、やれ七%だとか三%だとかそういう数字も出ておられて、いろいろ、どういうことなのかなと思われた方もおられるのではないかと思います。今回の額改定ルールの見直しについて、仮に過去の期間に今回のルール見直しを適用したとした場合に給付水準に与える影響はどうかということについて、特例水準を解消したという前提を置いて、仮に平成十七年度から実施されていたとする仮定の計算を機械的に行ってみました。それをお示したわけですが、改定ルールの見直しを行わなかった場合と比較をいたしまして、足下の受給額が累積で三%低下をするということになる。一方で、マクロ経済スライドの調整期間が六年間短縮され、将来の給付水準が七%増加をするという結果となったわけですが。

本法案による年金額改定ルールの見直しを行わないとすれば、今後賃金が低下するような不測の経済状態となった場合に、将来の基礎年金の水準がより低下をするおそれがあります。今回の見直しは、それを未然に防ぎ、信頼される年金制度をつくるために必要なものであると考えております。

以上でございます。

○太田房江君 丁寧にありがとうございました。

次に、所得代替率についてお伺いをしたいと思います。

財政検証でも、年金水準を示す指標として所得代替率があるわけですが、言わば年金水準を測る物差しであると思います。年金が長期の制度でありますから、現在の水準だけでなく、過去や将来にわたって水準がどれくらい確保されるのかという物差しとしての役割を果たさなくてはなりません。

また、モデル世帯に相当するような夫婦二人の高齢者世帯で、妻が専業主婦という世

帯がこれまで大宗を占めてまいりまして、現在でも、平成二十四年の老齢年金受給者実態調査によりますと全体の五四%と、こういうことになっておりますので、現在のモデル世帯を基本とする所得代替率の指標は、現時点で適切であるというふうに私は思います。他方、これもいろいろ指摘がございますように、近年は高齢単身世帯が増加をいたしております。今後も増加をしていこうというふうに予想されていることから、こうした世帯構造の変化というものも十分念頭に置かなくてはならないというふうに思います。

そこで、次の財政検証では、所得代替率についてこうした世帯構造の多様化も念頭に置いて、将来の年金水準が分かりやすく国民の皆様方に認識していただけるように、国民に対して適切な情報提供を行っていくことも重要と考えますが、年金局長、いかがでございましょうか。

○政府参考人（鈴木俊彦君） 所得代替率でございますけれども、ただいまの先生に御指摘いただきましたように、これは年金の給付水準を表す物差しという機能が大変に重要であるわけでございます。

こういった物差しということに着目をいたしますと、現在のいわゆるモデル世帯について着目して所得代替率を示す、これは、いろいろな改正に取り組んでいく上での連続性の観点からは、まさに今先生に御指摘いただきましたように、引き続き使用していくという意義はあるだろうというふうに思っております。

ただ一方で、同時に、御指摘いただきましたように、今後共働き世帯の増加でございますとか、あるいは単身の増加、こういったものもございます。こういった社会経済情勢の様々な変化を反映いたしまして、当然、高齢世帯の姿もまた多様になってまいります。こういうものをどうやって国民の皆さんに分かりやすく正確にお伝えするかということも大事でございまして、これ、まず、平成二十六年の今回の財政検証におきましても、ただいま申し上げましたモデル世帯のみならず、基礎年金部分の所得代替率を区分して示しますことと、あるいは、共働き世帯、単身世帯の一人当たりの所得代替率を賃金水準ごとに提示するといった工夫をしてございます。

具体的にちょっと御紹介をさせていただきますと、例えば二〇五〇年度におきまして、生涯の賃金水準が十五・一万円から四十五・四万円までの五つのパターンを作りまして、これで夫婦の共働き、単身といった世帯類型ごとの一人当たりの年金額に加えて、報酬比例部分、そして基礎年金部分に分けて所得代替率を示します。こういうことによりまして、これに例えば御自身の賃金水準を当てはめていただくと、性別にかかわらず、どのような年金水準が将来確保されるかということを見ていただけるような工夫も実はしているわけでございます。

いずれにいたしましても、今御指摘いただきましたように、この所得代替率に関します現状あるいは今後の見通しの示し方については今後とも大変に大事な問題でございますので、今後の世帯類型の多様化というものをしっかり念頭に置きまして、次の財政検証に向けて更なる工夫をしてまいりたいというふうに考えております。

○太田房江君 ありがとうございます。是非よろしく願いをいたします。

所得代替率に関しての国際比較というのは余りないんですけれども、お手元に資料を一枚配らせていただきました。OECDの報告書の中にこのようにG7諸国における所得代替率の比較という表がございます。この表は一人当たりの所得代替率でございますので、日本はモデル世帯、一世帯二人世帯ということですから、その点のことは念頭に置いていただきたいと思えますし、また米印の、前提がしっかり下に書いてございますので、この点についてもお踏まえいただいて御覧いただきたいと思えます。非常に各国比較をすることは難しいわけで、尺度を統一せざるを得ませんし、日本の物差しに合わせて各国の所得代替率を出すというのは大変な作業だと思いますけれども、OECDの報告書の中の表でございますからそれほど不確かなものでもないのではないかと、このように私は思います。

大臣も年金制度の在り方を考えていく場合に制度の持続可能性と給付の十分性という指摘をしておられますけれども、このバランスを考慮することがまず必要でありますし、また、負担の水準を抜きにして年金の水準のみを単純に比較することもこれできないのは当然でございます。

このように、各国の比較というのは慎重に行わざるを得ませんけれども、私はこの表を拝見いたしましたして、日本は時々中福祉中負担というような言葉も使われますけれども、負担と給付の水準からいいまして、それほど先進諸国と遜色のない水準ではないかなというふうに思いました。プロである年金局長はこれをどのように読解しておられるか、お聞かせいただければと思います。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 先生に御作成いただきましたこの所得代替率の各国比較、これはOECDのペンションズ・アット・ア・グランス二〇一五によるものでございますけれども、我が国の年金制度の国際的な比較ということでございますけれども、まず、先生も御指摘いただきましたように、なかなかその単純な比較というのは難しいというふうに考えております。したがって、どういう前提でこういった比較をしているのかということをしっかり認識することが大事だと思っております。

まず、お示しいただきましたこの比較でございますけれども、ある意味、OECDが独自に設定をいたしました前提条件に基づいて機械的に算出した、こういった将来の予測値であるというふうに承知をいたしております。したがって、ここに並んでおります所得代替率というのは、将来的に今ある制度が一定の完成を見たときにどのような状態になるのかということを経験的に並べてみたものだというふうに考えておりますけれども、そもそもこの各国の年金制度の比較ということになりますと、まさにここにございますように、保険料率も違います。それから、高齢化率等の前提条件も異なってまいります。それから、そもそも制度の設計、内容が各国によって様々でございます。その中で、評価ということで申しますと、一番大事なのは、先ほど来制度の持続可能性と給付の十分性ということをお示ししておりますけれども、要は必要な給付が長期間にわたって安定的に行えるかどうか、こういうことをしっかり考慮に入れた上で評価することが必要だろうと思っております。

その上で、このOECDの比較を眺めてみますと、日本は、御案内のように、保険料の上限を固定いたしましたして、将来にわたって現役世代の負担が過重にならないようにした上で、その中でマクロ経済スライド等の工夫をしております。そういう意味では非常

に持続可能性のある制度だということでございますけれども、ここに並んでおります各国の制度は必ずしもそうになっておりませんで、例えば、国によりましては、現在の給付水準を維持していこうとすると、今後保険料率をここにある二〇一四年よりももっとどんどん上げていかなければならないというような国もあるわけでございますが、この比較の中ではそうしたような事情が一切考慮されていないということは留意点として頭に置いておくべきだろうと思っております。

その中で、各国様々工夫をしておるわけでございますけれども、そうしたことで見てまいりますと、主要先進国におきます所得代替率の比較ということで言いますと、日本と同様に三〇%台後半の国が多いわけございまして、逆にこの所得代替率が日本よりも高い国というのはその分保険料率が高くなっている、また更に高くなるかもしれないということも見て取れると思えます。

以上のような、るる申し上げましたけれども、こういった観点を総合的に見まして、日本の制度は今後とも先進諸国と比較して遜色のない給付の十分性と持続可能性を備えたものになっているのではないだろうかというふうに評価をいたしております。

○太田房江君 ありがとうございます。

私もそのように理解をいたしますけれども、国民の皆様方に分かりやすく伝える中で、そういった国際比較も、私は社会保障制度を語る場合に大変重要だと思います。よろしく願いをいたします。

次に、年金制度の保障機能の強化についてお伺いをいたします。

産前産後期間の保険料免除の被用者保険の適用拡大、これについては多くの方が既に指摘をしておられます。公的年金制度の恩恵を受ける方々を増加させて、そして保障機能を高めるということにつながる意味におきまして大変意義のある改正であると思っております。特に、この産前産後期間の保険料免除につきましては、女性の活躍を推進する意味からも意義が大きいということは多くの委員の先生方から指摘がございました。

そして今、政府は、切れ目のない支援ということで、出産の前後を含めて、この期間

を長く見た切れ目のない子育て支援等を女性活躍推進施策の一つとして、重要施策として進めているわけですが、今回の改正はこれに合致するものであるというふうに思いますし、また、厚生労働省の観点から見れば、年金制度の支え手となる次世代の育成を支援していく観点からも極めて重要と。そして、長い目で見れば、労働力の確保、あるいは次世代の育成ということを通じて年金制度の基盤強化にもつながるものというふうに考えます。

こうした中で、厚生年金では既に産前産後期間は年金保険料が免除されているわけですが、今回の改正は国民年金の第一号被保険者の女性に対しても同様の仕組みを導入するものでありまして、年間実に二十万人の方がこの恩恵に浴するというふうに見込まれるという答弁もございました。これについて、私、意義や効果、年金局長にお伺いしようと思いましたが、これまでもう随分お答えいただいておりますので、この点についてはその確認にとどめたいと思います。

もう一方の、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大についてお伺いをさせていただきたいと存じます。

短時間労働者への被用者保険の適用拡大について少し観点を変えて御質問を申し上げますと思うのですが、まずこの被用者保険の適用拡大の意義を確認しておきますと、例えば基礎年金に加えて報酬比例部分の年金がもらえるようになるということですか、国民年金では障害基礎年金を受給できない障害等級でも障害厚生年金がもらえるなど、メリットは大変大きいものがございます。

今回の改正は、従業員五百人以下の企業の短時間労働者に対しても、労使合意に基づいて被用者保険加入の戸を開くものであるわけですが、適用拡大を行う、まあこれ五百人以下ですので、中小企業のみならず、中堅企業も入ってくると思います。こういう適用拡大をしようと、そうしたら、人手不足に悩む中小・中堅企業も大きな武器になると申しますか、保険加入できますよということで人手を募集することもできるわけですから、これは私は大変、中小・中堅企業にも適用拡大できれば大きな武器になる、大きな財産になるというものだと思いますけれども。

しかし、一方ではいろいろ、同一労働同一賃金ですとか非正規雇用の待遇改善ですと

か、一方でしっかりと賃金も上げなくてはならない、そしてその従業員の方々の社会保険加入も果たしていただかなくてはならないということで、副大臣の方から、労働者の側から見ると、確かに、短時間でなくもう少し働きたいという女性の皆さん、多くの皆さんに応える制度である一方で、事業者の側から見ると、いい制度であり、これを利用できれば本当に素晴らしいんですけれども、コスト増ということにはこれはなるわけがあります。

そういう観点から、私は、中小企業対策を始めとした経済運営ともしっかりと連携していくべきであると従前から考えてまいりました。

年金制度の保障機能の強化の観点から、このような適用の拡大というのはこれからも前に進めてほしいと考えておりますけれども、まずは厚生労働省の中でできること、これについて年金局長にお伺いをいたします。

実効が上がるような形で適用拡大が図られるためには、一昨日ですか、我が党の委員からも指摘がされております。この適用拡大、多くの中小・中堅企業に実現していただくためには、必要な情報提供や相談はもちろんのこと、キャリアアップ助成金の活用など、様々な工夫を凝らして厚生労働省としてもまず努力をしていただきたいと思います。年金局長に御見解をお願いいたします。

○政府参考人（鈴木俊彦君） 厚生年金の適用拡大でございますけれども、この法案に盛り込んでおります、今般の労使合意を前提といたします中小企業への適用拡大でございますけれども、これ、まさに御指摘いただいておりますように、事業主の方々、それから労働者御本人、両方に十分にこの内容をお知りいただいて、それに基づいて行動を取っていただくことが大切だというふうに思っております。

このために、まず一つは、事業所に対するお知らせ、これを丁寧にしてまいりたいというふうに思っておりますし、ある意味かゆいところに手が届くようにということで、様々なQアンドAの作成というものも取り組みたいと思っております。

また、まさに労働者御本人に対しては、この被用者保険のメリットというものを十分お知りいただくことが大事でございますので、こういったものにつきまして、リーフレ

ットの作成などはもちろんでございますけれども、ホームページ等も含めまして、様々な手段を活用して丁寧な周知広報に取り組んでまいりたいと思っております。

その中で、まさに今御指摘ございましたキャリアアップ助成金、これにつきましては、やはり賃金の引上げでございますとか、本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすということで人材確保を進めたい、こういったような事業主の支援のためのツールでございます、中小企業の方々にまさにこれを御活用いただきたいというふうに思っております。したがって、今回の労使合意を前提としました適用拡大の実施に当たりましても、この助成金について丁寧に周知を図ってまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、中小企業における適用拡大が円滑に進みますように、今後ともできる限り工夫をしてまいりたいと思っております。

○太田房江君 ありがとうございます。

先ほど、少し経済運営との連携ということを申し上げましたが、その面に移らせていただきます。

〔委員長退席、理事島村大君着席〕

今回の年金額改定ルールの見直しは、物価よりも賃金が下がるという不測の経済状況にも備えるものでありますけれども、賃金が上がっていく通常の経済状況では今回の新たなルールが発動、適用されることはなく、したがって年金額が下がることもないというふうに申し上げます。

このことは、まさにアベノミクスが目指す強い経済をつくることこそが、つまり今回の改正も経済運営との連携の中で進められることが社会保障の機能強化につながることを意味しておりまして、マクロ、ミクロの経済運営と社会保障政策とがまさに表裏一体となって進んでいくべきことを示しているのではないだろうか。そして、まさに今回の改正案の背景にあるのは、このアベノミクスをもっと成功させて、しっかり強い経済をつくらなくてはならないということだと思います。

アベノミクスの成果としては、幾つも挙げられておりますけれども、賃金総額、今回のこの改正法と一番リンクする、マクロ経済スライドとリンクするのは現金給与総額だ

と思いますけれども、この現金給与総額を見ましても、二十六年、二十七年と二年連続で上昇を続けておるのは御承知のとおりでございますし、また、実質賃金という意味でも二十七年七月以降増加傾向が続いていて、依然としてデフレ脱却を一步一步目指しているということだと考えております。

そういう安倍政権の中で、今回のこの年金法改正が提示をされた。強い経済を目指す一方でこの年金法改正が行われるということは、私は、今回の年金法改正が国民の皆様のためにもなる年金法の改正につながると、こういうふうに確信をいたしております。

今日は、その中で、経済の好循環を形成する上で、非正規雇用労働者の待遇改善や最低賃金の引上げといったような労働政策についても今大きな一歩が進められておりますけれども、他方、労働生産性を高めるという施策も進められております。これは、私は今回、いろいろな省庁の予算要求をめぐって見ておりましたら、少なくとも、生産性の上昇が必要な業界を抱える多くの省庁において、労働生産性の上昇を図っていこう、その中で賃金を中小企業も上げられるような環境をつくっていこう、そしてまた、ひいては今回の適用拡大のようなときに事業主が社会保険に加入できるような、そういう経済状況、経営基盤をつくっていこうという施策が諸所に見られているということは、これはもちろん安倍政権の中で統一されたことかもしれませんが、私は社会保障政策と経済運営との連携というのがしっかり図られている証左であるというふうに見ております。

今回の五百人以下の件でございますけれども、中小・中堅企業の短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、これについても、今申し上げたように、経済運営全体の中で見ていく必要がある。すなわち、社会保障制度からのアプローチだけでは適用拡大に限界があると思われまますので、中小企業が社会保険料の事業主負担ができるような、そういう環境整備あるいは経営基盤の強化というものと併せて、並行して進めていく必要があると、こういうふうに考えておるわけです。

そこで、今日は中小企業庁からも吉野審議官においでいただいておりますので、中小企業対策の観点からのお取組をお伺いいたしたいと思っております。

中小企業対策の観点から、一方で、非正規雇用労働者の待遇改善等々、労働政策とし

て賃金引上げの諸施策が進んでおります中で、これは労働生産性を高めるということが必須の課題になってきていると思いますし、そのことがまた直に社会保険料の事業主負担ができるような環境整備につながっていくということだと思っております。このために、現在、中小企業庁あるいは経済産業省でどのような取組が進んでいるかということをお示しください。

○政府参考人（吉野恭司君） お答えいたします。

中小企業庁といたしましても、委員今御指摘になられましたとおり、中小企業が非正規雇用労働者の待遇改善、賃上げ、それから社会保険の適用拡大など、諸課題に対応できるように生産性向上を後押しし、経営基盤の強化を支援することが重要であると考えておりました、様々な施策を推進しているところでございます。

〔理事島村大君退席、委員長着席〕

まず、中小企業が生産性向上を図るため、中小企業等経営強化法という法律を七月に施行いたしております。この法律では、稼ぐ力の強化、生産性向上のための計画を中小企業が作りまして、主務大臣の認定を受けますれば固定資産税の軽減措置などが受けられると、こういう仕組みでございますけれども、七月から十月末までの四か月間ではや三千三百三十三件の認定をいたしております。また、中小企業が取り組むべき内容につきましては、製造業、サービス業など十四の業種におきまして指針を策定しております。また、業界団体などをその推進機関として認定をする、そうした方々によっても支援をいただくと、そういう枠組みも提供しているところでございます。

さらに、来年度の税制改正におきまして、固定資産税の軽減措置、中小企業による投資促進税制の対象設備について、幅広い業種に活用いただけるような拡充要望をしているところでございます。

加えまして、生産性を後押しするための更なる措置といたしまして、平成二十八年度の二次補正予算におきましても、革新的な物づくり、サービスの開発支援、IT活用による業務効率化のための予算を計上しております。

一方、中小企業の賃上げ等の環境整備としましては、現在、政府を挙げて下請等中小

企業の取引条件の改善に向けた取組を推進してきているところでございます。

経産省としましては、九月十五日に、未来指向型の取引慣行に向けてというプラン、世耕プランとも称しておりますけれども、これを発表いたしましたけれども、この下におきまして、下請代金法の運用の強化、それから業界ごとの自主行動計画の策定推進といった取組を強力に推進をしているところでございます。本日の日経新聞で、トヨタが下請代金を全て現金化するといった検討をされていると出ておりましたけれども、こうした取組の成果の一つというふうに考えているところでございます。

また、賃上げのための直接的な支援としましては、現在、所得拡大促進税制というのがございますけれども、これにつきまして、中小企業に対する税額控除の拡充も要望しているところでございます。

それから、先ほど厚労省の方からも御答弁ございましたキャリアアップ助成金、これも中小企業にとりまして大変重要な制度でございますので、この内容につきましては、私ども全国に設置しております相談窓口などを通じて周知を行っているところでもございます。

以上のような各般の対策を講じてきておりますけれども、引き続き、中小企業の方々が従業員の処遇改善に適切に対応できるように引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○太田房江君 ありがとうございます。

五百人以下の企業と一口に言いますけれども、最近、中小・中堅企業の動きを見ておきますと、製造業から厚生労働省関係のサービス業に大きくウエートを移してきている実態がございます。医療関係、介護関係、保育所、そして生活衛生同業組合関係等々、これから生産性を上げていかななくてはならない、あるいはこういったところ、社会保険の適用拡大のところに入ってきていただかないといけない中小企業、中堅企業はサービス業が多いんです。したがって、今、吉野審議官からお答えいただきましたけれども、こういったところの生産性を上げる経済運営と連携して、私どもの社会保障制度改革も

しっかり進めることができるんだということを今日は申し上げたかったことなので、お聞き取り願えればと思います。

厚生労働省も、先ほど申し上げましたように、労働政策の観点から、同一労働同一賃金、あるいは働き方改革といったように、生産性を上げるための労働行政改革にも着手をいたしたところであります。こういうことも、単なる規制的な側面だけではなく、さっきから申し上げているように、生産性を引き上げる誘導的な側面もしっかりと組み合わせていきたいと思います。事業主にとっては本当にこの適用拡大に、適用していくことができないんだろーと思いますけれども、私が申し上げたいことは、こういった労働生産性を高める様々な施策や、改めてこの労働行政が今踏み入れた同一労働同一賃金あるいは非正規雇用労働者の待遇改善等々が社会保障制度改革と連動しながら今この厚生労働省の中で行われているということについて私は大変大きな意義を感じております。

日本は、先ほど藤井委員がおっしゃいましたように、世界に類を見ないスピードで超少子高齢化社会が進んでおります。二〇二五年問題、これを目前に控えて、これを乗り切る新たな日本型モデルをつくろうと今我々は必死になっていると、こういうことであろうと思うわけですが、今回の年金改革はその中の大きな一歩であると私は評価をしております。

そしてまた、社会保障制度改革全体としては、この年金改革に続いて更に不断の改革をやっていかなくてはならないということでもないと認識をしております。このためには、先ほど来申しておりますように、厚生労働省においても、社会保障制度改革、この年金改革を含めた社会保障制度改革と労働行政改革とを連動させて進める必要があります。その双方を所管する厚生労働省の役割は大変大きい、先ほど主なサービス業をたくさん所管しているという意味からも大変大きいと、こういうふうに思っておるわけでありまして、ここのところの副大臣の御決意、御所見をお伺いしたいと思うんですけれども、私は、今日、大臣おられません、おられませんけれども、橋本副大臣のお父上であった元総理は厚生大臣と通商産業大臣おやりになっておられます。そういう意味からいうと、うってつけの答弁者だと思ひまして、是非、最後によろしく願いをいたします。

○副大臣（橋本岳君） まあ、親がどうだからといって答弁者として適切かどうかというのは、どうかなと思うところはございますが、私なりに今の太田委員の問題提起に対してお答えをさせていただきたいと思えます。

今、日本社会が直面している大きな課題というのは、もちろんいろいろありますが、やはり急速な少子高齢化、そして労働力人口の減少というものなんだろうというふうに思っています。その中で、我が国の社会経済が持続的に発展をしていくこと、そしてその基盤の上で社会保障が持続的に機能し続けるということが必要なものであって、そのときに必要な考え方というのは全員参加型の社会なんじゃないかなというふうに思っているところであります。

要は、誰かが誰かを支えるというような、これまでの福祉だとか社会保障というのはそういうモデルでの考え方が多かったわけですがけれども、そうじゃなくて、例えば、障害がある方でも、あるいはがんだとか難病だとか、いろんな事情を抱えておられる方がおられます、子育て中だったり介護をしている方とか、いろんな事情ある中で、その中でもできる能力だとか意欲だとかもあるはずなのであって、そうした方々にその事情の許す範囲でしっかりと社会に参加をしていただいて、支える側にも回っていただく。お互いに参加をしながらお互いに支え合うような、そうしたモデルというか考え方の社会になっていくということが、その少子高齢化という社会の中で持続していく社会というものを保つためには必要なだろうというふうに考えているところでございます。

それが一つの形になったのがニッポン一億総活躍プランなんだろうというふうに思っているわけでありまして、厚生労働省という立場で申し上げれば、そのニッポン一億総活躍プランに書いてあることをしっかりと実現をしていくことが大事なんだなというふうに思っているわけでございます。

御指摘ございましたけれども、同一労働同一賃金の実現、正規、非正規の労働者の格差を埋めていくということ、長時間労働の是正によってワーク・ライフ・バランスを改善していくこと、あるいは、例えば最低賃金を見直して賃金の底上げというのも図っていかなくちゃいけない、そういうようなこともございますし、また社会保障の面でも、そ

の子育て支援も、そうしたものを一層取り組んでいく、あるいは介護離職者ゼロに向けた取組などをしていく、そうしたこともやっていかなければいけませんし、また、先ほど所管業種に対して生産性を上げていくようなことも考えていかなきゃいけないという御指摘もいただきました。まさにそのとおりだろうというふうに考えているわけでございます。

副大臣にならせていただいてから、前、政務官のときは医療、介護の方を担当しておりました、今度、労働側の方を担当させていただくことになりまして、両方見た経験がある者として、時々、いやいや、厚生労働省でしょうと、相手の、ほかのその隣の局のことも一緒に考えようよと。一緒に考えようという話を何度もする機会が実はございまして、まだまだそういうところというのは厚生労働省の中にあるんですけども、せっかくそこ一体になっているんですから、しっかりとその強みを生かしてこれからも進めていくということは大事なんだろうということで、こうした施策を通じまして、成長と分配の好循環の実現に向けてしっかり取り組んでまいりたい、塩崎大臣を支えて頑張っていきたいと思っているところでございます。

○太田房江君 私が申し上げたかったことを的確に答えていただき、ありがとうございます。

その塩崎大臣も来られましたので、これで質問を終わります。